

[別紙]
様式1

事業報告書
(自 令和 4年10月1日 至 令和 5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 山崎整形外科医院
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市光町8番12号
- (3) 設立認可年月日 平成28年2月25日
- (4) 設立登記年月日 平成28年3月14日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	山崎 浩二郎	
理事	山崎 甫文	
同	山崎 光子	
監事	山崎 大輔	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人山崎 整形外科医院	4210167757	長崎県長崎市光町8 番12号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
 令和4年11月21日 第7期決算報告書の承認に関する件

法人名 医療法人 山崎整形外科医院
 所在地 長崎県長崎市光町 8 番 1 2 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 5 年 9 月 3 0 日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	106,816	I 流 動 負 債	3,995
II 固 定 資 産	31,973	II 固 定 負 債	3,186
1 有 形 固 定 資 産	4,302	負 債 合 計	7,181
2 無 形 固 定 資 産	2	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	27,669	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	0
		II 利 益 剰 余 金	124,608
		1 代 替 基 金	
		2 そ の 他 利 益 剰 余 金	124,608
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		IV 基 金	7,000
		純 資 産 合 計	131,608
資 産 合 計	138,789	負 債 ・ 純 資 産 合 計	138,789

法人名 医療法人 山崎整形外科医院
 所在地 長崎県長崎市光町8番12号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年10月1日 至 令和 5年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	88,639
2 事業費用	67,000
本来業務事業利益	21,639
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	21,639
II 事業外収益	1,152
III 事業外費用	0
経常利益	22,791
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	22,791
法人税等	5,407
当期純利益	17,384

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 山崎整形外科医院
 所在地 長崎県長崎市光町8番12号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 5年9月30日現在)

1. 資 産 額 138,789 千円
 2. 負 債 額 7,181 千円
 3. 純 資 産 額 131,608 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	106,816
B 固 定 資 産	31,973
C 資 産 合 計 (A+B)	138,789
E 負 債 合 計	7,181
F 純 資 産 (D-E)	131,608

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 山崎整形外科医院
理事長 山崎 浩二郎 殿

私は、医療法人山崎整形外科医院の令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月24日

医療法人 山崎整形外科医院

監 事 山崎 大輔